

「志度玉浦園指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定 第3771100439号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	P1
2. 事業所の概要.....	P1
3. 職員の配置状況.....	P3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	P3
5. 苦情の受付について.....	P8
6. 事故発生時の対応.....	P9
7. 非常災害対策について.....	P9
8. 身体拘束について.....	P9
9. 虐待防止について.....	P9
重要事項説明書付属文書.....	P11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 志度玉浦園
- (2) 法人所在地 香川県さぬき市志度1610番地1
- (3) 電話番号 087-894-5868
- (4) 代表者氏名 理事長 樫村 友正
- (5) 設立年月 平成3年11月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護
香川県指定 第3771100439号
※当事業所は特別養護老人ホーム志度玉浦園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むよう支援することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 志度玉浦園短期入所生活介護事業所
 (4) 事業所の所在地 香川県さぬき市志度1610番地1
 (5) 電話番号 087-894-5868
 (6) 事業所長 (管理者) 氏名 檜村 友正
 (7) 当事業所の運営方針 利用者個々の心身の状況に合わせたサービスを提供し、身体的、精神的に充実した生活を送れるよう支援する。
 (8) 開設年月 平成4年10月1日
 (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

- (10) 利用定員 短期入所生活介護事業も含めて 20人
 (11) 通常の事業実施地域 さぬき市、東かがわ市、木田郡及び高松市
 (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	28室	
2人部屋	4室	
4人部屋	16室	
合計	48室	
食堂	5室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、階段昇降訓練器、ウォーターベッド 歩行器、車椅子等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・リフト浴・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者及びその家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆トイレは、施設内にある車椅子で利用できるトイレを共用していただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	30名以上	28名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	（非常勤）2名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月、水曜日 13:10～13:50 毎週火曜日 13:30～16:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:00～ 8:30 7名 日中：8:30～ 18:30 10名 夜間：18:30～ 7:00 4名
3. 生活相談員	日中： 8:30～17:30 1名
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 3.1名
5. 管理栄養士	日中： 8:30～17:30 1名
6. 機能訓練指導員	日中： 8:30～17:30 1名

☆土日及び祭日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）

- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体的状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。

（食事時間）

朝食：7：45～	昼食11：45～	夕食：17：30～
----------	----------	-----------

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

（設備） 一般浴 リフト浴 機械浴

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

（設備） 階段昇降訓練機 平行棒 ウォーターベッド 牽引器 歩行器 車椅子等

⑤健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適正な措置をとります。
- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

⑥相談及び援助

- ・どのような相談にも誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑦送迎

- ・利用者の病院等の受診に際し、送迎を行います。身体状況等によりリフト付きの送迎車の利用が可能です。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉 令和6年4月1日より

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。送迎費用は含まれていません。）

◆多床室利用の場合（2人部屋、4人部屋）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059 円	5,049 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451 円	561 円

◆個室利用の場合（本館、新館共通）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059 円	5,049 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451 円	561 円

○その他の加算

以下は、事業所の体制や利用者の要望により発生する費用となり、該当する項目が加算となります。

加算項目	サービス利用料金	うち介護保険から給付される金額	サービス利用に係る自己負担額
サービス提供体制強化加算 I	220 円	198 円	22 円
同 II	180 円	162 円	18 円
同 III	60 円	54 円	6 円
個別機能訓練加算	120 円	108 円	12 円
送迎加算	1,840 円／片道	1,656 円／片道	184 円／片道
療養食加算	230 円	207 円	23 円
若年性認知症利用者受入加算	1,200 円	1,080 円	120 円

※上記サービスご利用料金及び各加算金に対して介護職員等処遇改善加算が別途ご負担となります。（詳細は、料金表参照 令和6年6月1日より）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

<高額介護サービス費>

介護サービス利用料金について、介護保険1割負担（各加算の1割負担も含む。）の1箇月の合計が高額介護サービス費の対象になります。自己負担限度額は以下のとおりで、その額以上の月ごとの負担額が申請にて還付されます。

第1段階及び第2段階の方	15,000円
第3段階	24,600円

第4段階

37,200円

※利用者負担段階について

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で老齢年金を受給している方 ・生活保護世帯の方
第2段階	・世帯全員が市町村税民非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方 (障害者年金や遺族年金などは非課税のため収入に含みません。)
第3段階	・世帯全員が市長村民税非課税で、上記に該当しない方
第4段階	第1・第2・第3段階以外の方

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

当事業所では1日当たり1,550円ご負担していただきます。(食費の内訳 朝食420円、昼食(おやつ代込み)600円、夕食530円)ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

認定証の発行を受けている方				認定証の発行を受けていない方
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,550円/日

※おやつ、特別な行事食を含んだ金額となっております。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額として1日当たり430円（第4段階の方は915円）、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）として1日当たり1,080円～1,231円を、負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）の負担となります。

	認定証の発行を受けている方			認定証の発行を受けていない方
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	915円/日
個室(本館)	380円/日	480円/日	880円/日	1,080円/日
個室(新館)	380円/日	480円/日	880円/日	1,231円/日

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）を利用いただけます。

利用料金：1,500円/回

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：外食代、材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

利用料金：10円／1枚

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については実費を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の当月の料金・費用は、翌月の10日(当日が休日の場合はその直後の休日でない日)に請求書を送付します。翌月の25日(当日が休日の場合はその直後の休日でない日)までに以下の方法で支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 下記指定口座への振込み

百十四銀行 志度支店 普通預金 0572733

口座名 社会福祉法人志度玉浦園 理事長 カシムラ 榎村 トモマサ 友正

② 事業所窓口での直接の支払い

(土曜、休日の来園予定時は、事前にお電話下さい。)

③ 百十四銀行利用の場合は、口座振替サービスも実施していますので相談下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、

既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] リーダー 水本 浩之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

また、苦情受付ボックスを1階玄関及び2階東ロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

さぬき市長寿介護課	所在地 さぬき市寒川町石田東甲 935-1 電話番号 (0879)26-9904 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 香川県高松市福岡町 2-3-2 電話番号 (087)822-7431 受付時間 9:00～17:00
香川県社会福祉協議会	所在地 香川県高松市番町 1-10-35 電話番号 (087)861-0545 受付時間 9:00～17:00

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情の受付

口頭、電話、書面、ファクシミリ、電子メール等により受け付けます。

② 苦情解決方法の検討

苦情申出人の意向を尊重しつつ、第三者委員の助言・立会、苦情処理委員会開催の要否等、解決のための対応方法を検討します。

③ 事情調査

苦情内容の事実確認を行う必要がある場合には、苦情申出人の同意を得て次の手順で事情調査を行います。

ア. 聴き取り又は実地調査などによる苦情の内容に関する事実の確認

イ. 担当者の意見等の聴取

④ 助言、解決方法の決定

ア. 重大な苦情については、苦情解決責任者（管理者）において、苦情処理委員会を招集し、解決方法・再発防止策等を検討します。なお、重大な苦情でない場合は、苦情解決責任者において処理します。

イ. 苦情処理委員会（重大な苦情でない場合は、苦情解決責任者）で検討された解決方法・再発防止策等について苦情申出者に提示し、話し合いのうえ解決方法を決定します。その際に第三者委員の立会を希望するか苦情申出者に事前に確認をとります。

⑤ その他

ア. 苦情処理は、1週間以内に行われることを原則とします。

イ. 苦情の内容、苦情処理の経過・結果については書面で記録します。

ウ. 苦情申し立てを行ったことを理由として利用者に対してなんらの不利益な扱いをしないものとします。

『第三者委員』

吉田 修司 連絡先0879-25-0147

細川 隆子 連絡先087-895-1436

6. 事故発生時の対応について

- (1) 利用中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、利用者本人の主治医の指示を受け対処します。
- (2) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこないます。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7. 非常災害対策について

事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。

8. 身体拘束について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない利用を記録し、利用者及び家族等に同意を得てから実施することになります。

9. 虐待防止について

事業所は、職員による利用者への虐待行為を禁じており、法律の主旨を踏まえ職員研修を徹底します。もしも疑われる事例があれば、事実確認のうえ必要に応じて関係行政機関に報告し、併せて原因究明、再発防止、職員の処分を徹底し、利用者及び家族に経緯と結果をお知らせします。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

指定介護予防短期入所生活介護事業所 志度玉浦園

説明者職氏名 リーダー 水本 浩之 ㊞

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者（契約者）

氏 名 _____ ㊞

私は、上記本人が署名できないため、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、署名押印しました。

代理人（署名代行者）

氏 名 _____ ㊞

本人との関係 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 建物の延べ床面積 5567.33 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 生活相談員**…利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。1名の生活指導員を配置しています。
- 介護職員**…利用者の心身の状況に応じ、介護の提供にあたります。3名の利用者に対して1名の介護職員・看護職員を配置しています。
- 看護職員**…利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。3名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員**…利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減衰を防止するために機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 医師**…利用者の健康管理及び療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行います。2医療機関の医師を配置しています。
- 管理栄養士**… 利用者の食事全般を管理しています。栄養マネジメントの作成及び実施を担当します。1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。利用者に係る「介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」が作成されていない場合は、暫定のケアプランを作成し、利用料金の全額を一旦お支払いいただきながら介護サービスを受けることになります。

4 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、履物、洗面用具他日常生活に必用と思われる物

(2) 面会

面会時間 8:00~20:00

※来訪者は、面会票に所定事項を記入し、事業所の確認を受けて下さい。

※なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持込まれる場合は、職員に届出て下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

(7) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、原則として嘱託医の診療を受けることとなります。嘱託医の判断

により、嘱託医の所属する医療機関で診療するか協力病院等他の医療機関で診療することとなります。

①嘱託医

医療機関の名称	中川内科医院
嘱託医氏名	中川 明信
所在地	香川県さぬき市志度 7 9 7 番地
医療機関の名称	医療法人光風会 三光病院
嘱託医氏名	中野 太郎
所在地	香川県高松市牟礼町原 8 8 3 番地 1
医療機関の名称	こころメンタルクリニック
嘱託医氏名	星越 活彦
所在地	香川県さぬき市志度 1 9 0 0 番地 7

②協力医療機関

医療機関の名称	さぬき市民病院
所在地	香川県さぬき市寒川町石田東甲 3 8 7 番地 1
医療機関の名称	医療法人光風会 三光病院
所在地	香川県高松市牟礼町原 8 8 3 番地 1
医療機関の名称	ハロー歯科クリニック
所在地	香川県さぬき市志度 2 2 1 4 番地 2 1
医療機関の名称	屋島総合病院
所在地	香川県高松市屋島西町 1 8 5 7 番地 1

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①利用者が死亡した場合 ②要介護認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
|--|

- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 個人情報利用目的

利用者の尊厳を守り、安全に配慮する事業所理念のもと、預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

（1）利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

＜事業所内部での利用目的＞

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者にかかる当事業所の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

<他の事業所等への情報提供を伴う利用目的>

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に在宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、紹介への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談または届出等

(2) 上記以外の利用目的

<事業所内部での利用にかかる利用目的>

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所にて行われる学生等の実習への協力
 - ・当事業所にて行われる事例研究

<他の事業所等への情報提供にかかる利用目的>

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

<写真、映像使用について>

- ・事業所の取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影した利用者の写真等を使用する場合があります。
- ・同意が得られない場合は、使用することはありません。

【備考】

「以上」

